

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 9 号

令和元年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
について

令和元年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		669,516	2,700	672,216
	1 一般会計繰入金	669,516	2,700	672,216
7 町債		222,200	△2,700	219,500
	1 町債	222,200	△2,700	219,500
歳入合計		1,056,836	0	1,056,836

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 公債費		776,683	0	776,683
	1 公債費	776,683	0	776,683
歳 出 合 計		1,056,836	0	1,056,836

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 181,900	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 179,200	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。